

工事成績評定の考査項目別運用表

別紙 - 1 ①

(評定者：監督職員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 工事カルテの登録は、期間内に監督職員の確認を受けた上で行われている。 <input type="checkbox"/> 2) 建設業退職金共済制度の主旨の説明、証紙の購入が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 3) 下請負人届が提出され、下請け状況が確認でき、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> 4) 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 または施工体系図が現場と一致している。 <input type="checkbox"/> 5) 作業分担の範囲が施工計画書、施工体制台帳、施工体系図で確認できる。 <input type="checkbox"/> 6) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 <input type="checkbox"/> 7) その他 理由 該当項目が80%以上 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d * 請負金額が2,500万円未満の工事は5)、6)を評価対象項目としない。	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である <input type="checkbox"/> 8) 施工体制が不備であり、監督職員から文書により2回以上の改善指示を行った。 上記該当事項があれば……e
	II 配置技術者 (現場代理人等)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> 2) 現場代理人として、監督職員との連絡調整及び対応がよい。 <input type="checkbox"/> 3) 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 4) 施工等に伴う創意工夫または提案をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> 5) 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> 6) 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 7) 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 <input type="checkbox"/> 8) 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 <input type="checkbox"/> 9) 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。 <input type="checkbox"/> 10) 作業主任者を選任し配置している。 <input type="checkbox"/> 11) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 <input type="checkbox"/> 12) その他 理由 該当項目が90%以上 …… a 該当項目が80%以上～90%未満 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d * 請負金額が2,500万円未満の工事は5)～11)を評価対象項目としない。	技術者が適切に配置されている	ほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	I 施工管理		施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1) 契約書18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。 <input type="checkbox"/> 2) 施工計画書と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 3) 現場内での整理整頓が日常的になされている。 <input type="checkbox"/> 4) 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 <input type="checkbox"/> 5) 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 6) 品質確保のための対策がみられる。 <input type="checkbox"/> 7) 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。 <input type="checkbox"/> 8) 日常の品質管理が適時、的確に行われている。 <input type="checkbox"/> 9) 使用材料等の品質保証書等、工事記録写真等が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> 10) 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 11) 工事記録の整備が適時、的確になされている。 <input type="checkbox"/> 12) 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 <input type="checkbox"/> 13) 段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 <input type="checkbox"/> 14) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 <input type="checkbox"/> 15) その他理由 <p>該当項目が80%以上 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 $\% = \frac{\text{（評価数）}}{\text{（評価対象項目数）}}$ ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>* 請負金額が2,500万円未満の工事は5)～14)を対象と評価対象項目としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 16) 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った <input type="checkbox"/> 17) 施工計画書が工事着手前に提出されていない。 <input type="checkbox"/> 18) 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 <input type="checkbox"/> 19) 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行ったが、速やかに改善されなかった。 <p>上記項目1項目でも該当あれば …… d 上記項目2項目該当あれば …… e</p>			
	II 工程管理 A					
	-1	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1) 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。 <input type="checkbox"/> 2) 現場条件の変更への対応を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 <input type="checkbox"/> 3) 地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 <input type="checkbox"/> 4) 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 5) 工程表の内容が検討され、フォローアップなどが実施されている。 <input type="checkbox"/> 6) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 <input type="checkbox"/> 7) その他理由 <p>該当項目が90%以上 …… a 該当項目が80%以上～90%未満 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 $\% = \frac{\text{（評価数）}}{\text{（評価対象項目数）}}$ ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>* 請負金額が2,500万円未満の工事は1)～6)を評価対象項目としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 8) 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。（ただし、改善指示による場合を除く。） 上記該当あれば …… e <input type="checkbox"/> 9) 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行ったが、速やかに改善されなかった。 上記該当あれば …… d 			

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II 工程管理B -2	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 緊急工事又は施工条件の変更等による工期的な制約があるなかで余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 2) 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> 3) 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 4) 通期の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。 <input type="checkbox"/> 5) 月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成するとともに、週休2日の推進に向け、積極的な取組を行った。 <input type="checkbox"/> 6) 完全週休2日（土日）以上の水準に達する状態を達成した。 注) 4)～6)について、週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える。 <input type="checkbox"/> 6) 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> 7) その他理由 *上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				
	細別	a	b	c	d	e
III 安全対策A -1	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった	
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 2) 安全教育、訓練等を4時間/月以上適時的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫している。 <input type="checkbox"/> 3) 使用機械、車両等の点検整備がなされ、管理されている。 <input type="checkbox"/> 4) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置が的確になされている。 <input type="checkbox"/> 5) 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> 6) 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 7) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告をしている。 <input type="checkbox"/> 8) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 9) 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 10) 安全管理の臨機の措置を行った。 <input type="checkbox"/> 11) 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 12) 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> 13) 足場や支保工等について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> 14) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 <input type="checkbox"/> 15) その他理由 該当項目が90%以上 …… a 該当項目が80%以上～90%未満 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%) 計算の値で評価する。 ③ 評価値 $\% = \frac{\text{（評価数）}}{\text{（評価対象項目数）}}$ ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 *請負金額が2,500万円未満の工事は6)～14)を評価対象項目としない。				
	III 安全対策B -2	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が建著である。 <input type="checkbox"/> 2) 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 3) 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 <input type="checkbox"/> 4) 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 5) 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 <input type="checkbox"/> 6) 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 <input type="checkbox"/> 7) その他理由 *上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				

審査項目	細別	a	b	c	d	e
	IV 対外関係	対外関係が適切であった 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1) 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> 2) 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行い、苦情がなかった。 <input type="checkbox"/> 3) 周辺環境対策を実施し、第三者からの苦情が少なかった。 <input type="checkbox"/> 4) 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 <input type="checkbox"/> 5) 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 <input type="checkbox"/> 6) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 <input type="checkbox"/> 7) その他理由 該当項目が90%以上 …… a 該当項目が80%以上～90%未満 …… b 該当項目が60%以上～80%未満 …… c 該当項目が60%未満 …… d	対外関係がほぼ適切であった ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 <input type="text"/> % = <input type="text"/> (評価数) / <input type="text"/> (評価対象項目数) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	他の事項に該当しない	対外関係がやや不適切であった <input type="checkbox"/> 8) 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当あれば …… e <input type="checkbox"/> 9) 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 <input type="checkbox"/> 10) 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行ったが速やかに改善されなかった。 上記該当あれば …… d	対外関係が不適切であった
		* 請負金額が2,500万円未満の工事は6) を評価対象項目としない。				

考查項目	a		b		c		d		e	
3 出来形及び出来ばえ	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/>	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。		
I. 出来形	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 出来形の評定は、工事全般を通したものである。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 </div> <p>*ばらつきの判断は別図参照。</p>						<input type="checkbox"/>	1) 監督職員が文書で改善指示をおこなった。 上記該当があれば …… d	<input type="checkbox"/>	2) 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば …… e
II. 品質	a		b		c		d		e	
	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが概ね50%程度以内である。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/>	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 品質の評定は、工事全般を通したものである。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 </div>						<input type="checkbox"/>	1) 監督職員が文書で改善指示をおこなった。 上記該当があれば …… d	<input type="checkbox"/>	2) 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当があれば …… e

*多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で考查することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考查することとするが、上位2工種に留める。
- (3) 複数工種で考查する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先し2工種に取り込む。
- (4) 2工種で評価が分かれたときは、低い工種で代表させる。(バランスが取れていることが高い評価の条件となる。)

工事成績評定の考查項目別運用表

(評定者：監督職員)

考查項目	細 別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 高度技術	I 高度技術 キーワード評価	■ 施工規模の大きさへの対応 <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 <input type="checkbox"/> 2. その他 理由：	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例 【施工規模が大規模】下記に該当する項目が、高度技術で評価できる場合 ・切土・盛土 15万m ³ <V ・護岸・築堤高 10m<H ・トンネル(シールド) 10m<φ ・ダム用水門<設計水深 25m ・樋門・樋管 15m ² <A ・揚排水機場 2000mm<φ ・堰、水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m ² /門 ・トンネル(開削工法) 20m<H ・トンネル(NATM) 内空断面積 85m ² <A ・トンネル(沈埋工法) 300m ² <A ・海岸堤防、護岸、突堤、護岸堤、防波堤、岸壁 水深10m<H ・地滑り防止工 100m<W 又は 150m<L ・浚渫工 100万m ³ <V ・流路工 500m ³ <Q ・砂防ダム 30m<H ・ダム高 150m<H ・転流トンネル 400m ³ /s<Q ・橋梁下部工 高さ 30m<H ・橋梁上部工 最大支間長 100m<L
		■ 構造物固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 3. 対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） <input type="checkbox"/> 4. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 <input type="checkbox"/> 5. その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・地山強度が低い。また、土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事 ・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事 ・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事 ・供用中の道路トンネルの車線拡幅工事等 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他、コンピュータシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 ・その他、構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 技術固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 6. 工種及び工法の特異性 <input type="checkbox"/> 7. 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 <input type="checkbox"/> 8. その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工法等】 ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は命綱を使用する必要があった工事(法面工事は除く) ・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策後に施工した工事 ・河岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した ・国立公園内での工事。又はイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事 ・冬季施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 9. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 10. 軟弱地盤、支持地盤の状況 <input type="checkbox"/> 11. 河川内、海域、急峻な地盤条件下等及び工事用道路、作業スペース等の制約 <input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 <input type="checkbox"/> 13. 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 <input type="checkbox"/> 14. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事でガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事 ・鉄道営業線又は供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・市街地での夜間工事 ・D1D地区での工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）での舗装及び修繕工事等 ・供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 <input type="checkbox"/> 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 <input type="checkbox"/> 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 <input type="checkbox"/> 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 19. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 <input type="checkbox"/> 20. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 <input type="checkbox"/> 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 <input type="checkbox"/> 22. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事でガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事 ・鉄道営業線又は供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・市街地での夜間工事 ・D1D地区での工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）での舗装及び修繕工事等 ・供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 施工現場での対応 <input type="checkbox"/> 23. 災害等での臨機の処置 <input type="checkbox"/> 24. 施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 <input type="checkbox"/> 25. その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事でガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事 ・鉄道営業線又は供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・市街地での夜間工事 ・D1D地区での工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）での舗装及び修繕工事等 ・供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事 ・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事 ・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
■ その他 <input type="checkbox"/> 26. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由：	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術		
記述評価 【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点： ・ 高度な技術力は、加点評価とする ・ 加点は+6点から0点の範囲とする。 ・ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点する。 1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。		

*1 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要がある技術の評価するものである。なお、評価は、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

*2 高度技術は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では5. 創意工夫で評価しなかったものを対象とする。

工事成績評定の考査項目別運用表

(評定者：監督職員)

考査項目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他 (項目記載)	
5. 創意工夫 【軽微なもの】	I. 創意工夫 キーワード評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 準備・後片付け関係 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しに置ける工夫 <input type="checkbox"/> 2. その他 (理由: _____) ■ 施工関係 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 3. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整の工夫 <input type="checkbox"/> 4. コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫 <input type="checkbox"/> 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 6. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 7. 設備工事で、加工、組立等の工夫又は電機工事の配線、配管等での工夫 <input type="checkbox"/> 8. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 <input type="checkbox"/> 9. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 <input type="checkbox"/> 10. 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 11. 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 12. 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> 13. その他 (理由: _____) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 品質管理 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 14. 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 15. 土工関係、設備関係、電機関係の工夫 <input type="checkbox"/> 16. コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来形・品質等) <input type="checkbox"/> 17. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 <input type="checkbox"/> 18. 配筋。溶接作業等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 19. その他 (理由: _____) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全衛生関係 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 20. 安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 21. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 22. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 <input type="checkbox"/> 23. 有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 24. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 25. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 26. ごみの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 27. その他 (理由: _____) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 施工管理関係 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 28. 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫 <input type="checkbox"/> 29. 施工計画書及び写真管理等の工夫 <input type="checkbox"/> 30. 出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫 <input type="checkbox"/> 31. CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用 <input type="checkbox"/> 32. その他 (理由: _____) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		<ul style="list-style-type: none"> ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 33. その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> 34. その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> 35. その他 (理由: _____) 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
		記述評価 【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点: _____ 点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・ 加点は+3点~0点の範囲 ・ 該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 	【創意工夫の詳細評価】				

*1 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

*2 「2. 施工状況」、「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

*3 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

*4 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

工事成績評定の考査項目別運用表

(評定者：監督職員)

考査項目	細 別	a	b	c
6. 社会性等	I 地域への貢献度	地域への貢献度が非常に優れている <input type="checkbox"/> 河川等の環境保全を具体的に実施した。 <input type="checkbox"/> 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 地域生活に密着したごみ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	地域への貢献度がやや優れている	他の項目に該当しない場合

* 地域への貢献度とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績評定の考査項目別運用表

(評定者：監督職員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																	
8. 法令遵守等	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">措 置 内 容</th> <th style="width:40%;">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3か月以上</td> <td style="text-align: center;">－ 20 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2か月以上3か月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 15 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1か月以上2か月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 13 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1か月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 10 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書警告</td> <td style="text-align: center;">－ 8 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 文書注意</td> <td style="text-align: center;">－ 5 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td> <td style="text-align: center;">－ 3 点</td> </tr> </tbody> </table>	措 置 内 容	点 数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3か月以上	－ 20 点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2か月以上3か月未満	－ 15 点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1か月以上2か月未満	－ 13 点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1か月未満	－ 10 点	<input type="checkbox"/> 5. 文書警告	－ 8 点	<input type="checkbox"/> 6. 文書注意	－ 5 点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3 点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <input type="checkbox"/> 項目該当なし </div>
措 置 内 容	点 数																	
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3か月以上	－ 20 点																	
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2か月以上3か月未満	－ 15 点																	
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1か月以上2か月未満	－ 13 点																	
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1か月未満	－ 10 点																	
<input type="checkbox"/> 5. 文書警告	－ 8 点																	
<input type="checkbox"/> 6. 文書注意	－ 5 点																	
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3 点																	
<p>① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監督技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事例が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者に譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。 Ex)一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通違反により、逮捕又は送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置用を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16. その他 理由： 																		